

佐野市デジタル地域通貨導入業務委託に係る公募型プロポーザル
質問事項及び回答

番号	質問事項	回答
1	デジタル地域通貨の加盟店舗への精算業務および収納代行業務についてお尋ねします。市民が加盟店舗にて利用したデジタル地域通貨の精算業務（加盟店舗へのお支払い）および収納代行業務については、本契約においては受託者への業務は発生するという理解で正しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	前問において、精算業務および収納代行業務も本契約内に含めて契約締結を行うことを想定している場合、加えてお尋ねします。そのような場合は、優先交渉権者特定後に佐野市と下記の点について協議のうえ、決定するのでしょうか。 ・精算業務および収納代行業務を受託することで発生する委託費総額の変更について ・精算業務および収納代行業務を受託することで発生する収納代行で利用する決済手段の変更について（例：クレジットカードの利用をやめて、コンビニＡＴＭチャージを利用する など）	・精算業務および収納代行業務を受託することで発生する委託費総額の変更について 委託費の変更はありません。運用開始後、本業務委託料とは別に実績に応じての清算払いを想定しています。なお、時期や頻度については優先交渉権者特定後に協議のうえで決定を想定しています。 ・精算業務および収納代行業務を受託することで発生する収納代行で利用する決済手段の変更について（例：クレジットカードの利用をやめて、コンビニＡＴＭチャージを利用する など） クレジットカード及び Bank Pay による決済手段については必須となります。ただし、別の決済手段（コンビニＡＴＭチャージ等）を追加で提案いただいた場合は協議の上、採択する場合があります。
3	別記様式第４号業務実績書に記載する受託金額は概算費でよろしいか。	概算費で問題ありませんが、その場合は百万円単位としてください。

番号	質問事項	回答
4	共同企業体の定義についてお尋ねします。 弊社から業務を発注する、コールセンター業務・カード制作業務と のような業務委託先の記載は不要でよろしいか。プロポーザルに参加するのは弊社のみであり、佐野市が行う契約先は弊社1社と認識しているため。	記載は不要です。本業務の一部を再委託することは、あらかじめ本市が認めた場合に限り可能です。ただし、主要な部分を一括して第三者に再委託はできないため、その場合においては共同企業体としての参加となります。
5	予定している発行総額（マネー分、ポイント分）についてお尋ねします。以下の認識の通りで相違ないでしょうか。なお、弊社が提供するサービスはデフォルト発行量を超えた場合は従量課金制により、発行手数料がかかります。 ■アプリケーション （チャージ上限 10,000 円/人、プレミアム率 30%、対象 35,000 人） 13,000 円×35,000 人＝455,000,000 ■専用カード （販売額 10,000 円/人、プレミアム率 20%、対象 8,000 人） 12,000 円×8,000 人＝96,000,000 ■発行総額 551,000,000 円	相違ありません。
6	企画提案書(任意様式)に弊社が提供するサービスの固有名称、弊社の社名、サービスや弊社のロゴマークを記載してもよろしいか。過去に他自治体のプロポーザルにて使用を控えるように指示があったため確認です。	問題ありません。

番号	質問事項	回答
7	5 業務内容 (1) デジタル地域通貨システムの導入 イ 機能要件 (ア) 全般の中の d に機能が追加された場合は、無償で対応すること。とあるが、この「機能が追加された場合」とは具体的にどのような際に発生するものを指しているか。	パッケージングシステムにおいて業務委託期間中にシステム提供元で新たな機能を追加した場合を想定しています。ワンオフシステムにおいては該当しないと考えています。 該当した際は協議の上、利用の可否を決定します。
8	5 業務内容 (1) デジタル地域通貨システムの導入 イ 機能要件 (ア) 全般の中の d に機能が追加された場合は、無償で対応すること。とあるが、無償対応の期間は、令和 7 年度（令和 8 年 3 月 31 日まで）のみ対象という認識で良いか。	お見込みのとおりです。
9	5 業務内容 (1) デジタル地域通貨システムの導入 イ 機能要件 (ア) ～ (ク) までの機能はいずれも令和 7 年 11 月 4 日（火）の実施開始日に備わっている前提で認識相違ないか。令和 7 年 11 月 4 日に最低限必要な機能と令和 8 年度以降の各種行政サービスと連携時に備わっていれば良い機能など優先順位があればご教示いただきたい。	相違ありません。すべての機能が備えられていることが条件となります。
10	5 業務内容 (1) デジタル地域通貨システムの導入 イ 機能要件 (カ) 決済機能の中の b に記載のスマートフォン又はタブレットの端末については各加盟店での用意の想定でよいか。	お見込みのとおりです。
11	4 事業の概要 令和 8 年度以降は、デジタル地域通貨を佐野市の補助金やポイントの給付など、各種行政サービスと連携させること、とあるが、令和 8 年度以降の地域通貨事業の運用費について、年間の予算はどのくらいを想定しているか。	現時点で決まった予算額はありません。令和 8 年度以降の予算については、本市の様々な行政サービスとの連携を視野に予算編成を行います。

番号	質問事項	回答
1 2	5 業務内容 (3) 利用者及び加盟店向けコールセンターの設置 ・ コールセンターの設置場所は佐野市内の想定で宜しいか。 ・ 利用者向けと加盟店向けで番号を分ける形式か。 ・ 回線数は何回線か。	・ コールセンターの設置場所は佐野市内の想定で宜しいか。 設置場所の指定はありません。 ・ 利用者向けと加盟店向けで番号を分ける形式か。 お見込みのとおりです。 ・ 回線数は何回線か。 回線数に指定はありません。ただし、コールセンターの利用に不都合がないような人員配置等の検討をお願いします。
1 3	5 業務内容 (4) 加盟店対応 (5) 佐野市職員向け対応 日時や会場は別途連絡と記載があるが、会場費は別途頂戴できる認識で宜しいか。	会場については本市で用意するため、会場費は不要です。
1 4	【業務内容説明書 4 事業の概要】 プレミアムキャンペーンにおいて、プレミアムポイント (30%相当) は決済時ではなく、チャージ時に付与する想定で宜しいでしょうか。	プレミアムキャンペーン時にはチャージ時に付与することを想定しておりますが、「業務内容説明書 5 業務内容 (1) デジタル地域通貨システムの導入 イ 機能要件 (オ) プレミアムポイント機能 d, e」に記載があるとおり、チャージ時および決済時の両方に対応可能なシステムの提案をお願いします。
1 5	【業務内容説明書 4 事業の概要】 各種行政サービスと連携されることにより、とありますが、佐野市が導入済の既存のプラットフォームや行政サービスツールなどと、デジタル地域通貨プラットフォームを接続して活用するような計画はございますでしょうか。もし既に計画があれば、こういったプラットフォームとの接続を想定されているのかをご教示ください。	現時点では具体的な計画はありません。

番号	質問事項	回答
1 6	【業務内容説明書 5 業務内容（1）デジタル地域通貨システムの導入 （エ）地域通貨チャージ機能 b クレジットカードでチャージする機能を有すること。c Bank Pay でチャージする機能を有すること。】 専用カードについても、チャージ方法は上記 b、c を想定されていますでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、専用カードについては、使い切り型とチャージ型の両方に対応可能であることが条件となります。
1 7	【業務内容説明書 5 業務内容（1）デジタル地域通貨システムの導入 （オ）プレミアムポイント機能 i 任意の利用者にポイントを付与できる日時を設定できること。】 「任意の利用者にポイントを付与する」シーンとは、決済時・チャージ時のポイント付与の他、個別に任意の対象者にポイント付与するケース（給付事業・各種ポイント給付事業など）を指していますでしょうか。	お見込みのとおりです。